

選挙・政治における寄附

奥州市選挙管理委員会事務局

令和7年10月

目次

1. 選挙や政治における『寄附』	2
1-1. 選挙や政治における『寄附』	2
1-2. 政治資金規正法における寄附	2
1-3. 公職選挙法における寄附	2
2. 規正法による寄附の制限	3
2-1. 規正の対象	3
2-2. 政治団体の種類	3
2-3. 寄附の制限	4
3. 公選法による寄附の禁止	8
3-1. 公職選挙法における寄附の禁止	8
3-2. 挨拶状の禁止・挨拶を目的とする有料広告の禁止	14
4. 寄附Q & A	16

注) 本資料は令和7年10月31日時点で施行されている、あるいは施行が予定されている政治資金規正法、公職選挙法に基づき作成しています。

また本文中の「公職の候補者等」は候補者、候補者になろうとする者及び現に公職にある者を指すほか、特に記述のない場合は以下の凡例等によります。

【凡例】

規正法…政治資金規正法

公選法…公職選挙法

【法令の条番号等の略し方】

条…1, 10の5（算用数字）

項…①、②（マルつき数字）

1. 選挙や政治における『寄附』

1-1. 選挙や政治における『寄附』

きれいな政治、お金のかからない政治の実現と選挙の公正を図るため、公職の候補者等（候補者、候補者になろうとする者及び現に公職にある者）が選挙区内にある者に対して寄附をすることは禁止されています。

一方で、政党等の政治団体や候補者等が行う政治活動等に要する資金の寄附は認められており、これらの活動が国民の不断の監視と批判のもとに行われるようにするため、一定の制限や、政治資金収支の公開が義務付けられています。

寄附の制限等については、政治資金規正法と公職選挙法に定められています。

1-2. 政治資金規正法における寄附の定義【規正法4③】

規正法では、寄附を「金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付で、党費又は会費その他債務の履行としてされるもの以外のもの」と定義しています。「党費又は会費」は政治団体の構成員が定めに従い義務として支出するものですが、法人その他の団体（政治団体は除く）が負担する場合には寄附とみなされます。

1-3. 公職選挙法における寄附の定義【公選法179②、④】

公選法では、寄附を「金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付、その供与又は交付の約束で党費、会費その他債務の履行としてなされるもの以外のもの」と定義し、規正法の定めに「約束」が加わります。

なお、「金銭、物品その他の財産上の利益には、花輪、供花、香典又は祝儀として供与され、又は交付されるものその他これらに類するものを含む」ともされています。

2. 規正法による寄附の制限

2-1. 規正の対象

規正法による規正の対象は、『政治団体』と『公職の候補者等（候補者、候補者になろうとする者及び現に公職にある者）』です。詳細は後述しますが、主に次のような制限が定められています。

- ・会社、会社、法人その他の団体（政治団体を除く）のする寄附は、政党及び政党の指定する政治資金団体以外に対してすることは禁止【規正法21】
- ・何人も公職の候補者等（政治団体に対するものを除く）の政治活動（選挙運動を除く）に関して金銭や有価証券による寄附をすることは禁止【規正法21の2】

※令和8年12月31日までは政党がする金銭・有価証券による寄附が、時限的な特例として認められています。

- ・寄附の量的制限及び質的制限【規正法21の3、22、22の3～22の6】

2-2. 政治団体の種類

（1）政党【規正法3】

政党とは、次のいずれかにあてはまる政治団体をいいます。

- ①所属国会議員が5人以上
- ②前回の衆議院議員総選挙（小選挙区・比例代表）、前回又は前々回の参議院議員通常選挙（選挙区・比例代表）のいずれかの全国を通じた得票率が2パーセント以上

（2）政治資金団体【規正法5】

政治資金団体とは、政党のために資金を援助することを目的として政党が指定、届け出た団体をいいます。

（3）その他の政治団体【規正法3、5】

政党・政治資金団体以外の政治団体をいいます。具体的には後援会や主義主張団体などがあります。

（4）資金管理団体【規正法19、21の3、22】

その他の政治団体に含まれますが、公職の候補者等が代表者である政治団体のうち、その者のために政治資金の拠出を受けるべき政治団体として指定した団体をいいます。資金管理団体は候補者等につき1に限られます。

（5）国会議員関係政治団体【規正法19の7】

本資料では扱いませんが、収支報告に関する特例が設けられている団体として規正法に定めがあります。

TOPICS

〈政治資金の収支の公開〉

規正法では、政治資金の収支状況を国民の前に明らかにし、国民の監視と批判に委ねるため、政治団体に収支報告を義務付け、政治団体から提出された収支報告書は公表されることが定められています。

報告は毎年12月31日現在で、その年分の収支報告書を翌年3月末日（特定の場合を除く）までに、総務大臣または都道府県の選挙管理委員会に提出することが義務付けられています。報告内容は、政治団体のすべての収入、支出、および資産等の状況です。

また、政治団体の収支報告書は、インターネットを利用する方法により、原則として毎年11月30日までに公表され、総務省又は都道府県の選挙管理委員会において公表の日から3年間、閲覧又は写しの交付を請求することができます。

2-3. 寄附の制限

(1) 会社等のする寄附の制限【規正法21】

政治団体を除く会社・労働組合等の団体は、政党・政党の支部（1以上の市区町村の区域又は選挙区の区域を単位として設けられる支部に限る。）及び政治資金団体以外の者に対しては、政治活動に関する寄附をしてはいけません。また、これに違反する寄附をすることを勧誘し又は要求してはいけません。

(2) 公職の候補者等の政治活動に関する寄附の制限【規正法21の2】

何人も、公職の候補者の政治活動（選挙運動を除く。）に関して金銭及び有価証券による寄附をしてはいけません。ただし、政治団体に対する寄附は認められています。

※政党がする寄附は、令和8年12月31日まで認められています。

(3) 寄附の量的制限【規正法21の3、22、22の2】

寄附の量的制限は、政治資金の集め方に節度をもたせるため「政治活動に関する寄附」の金額について制限するものです。

寄附の量的制限には『総枠の制限』と『同一の相手方に対する個別の制限』とがありますが、当然ながらこの制限を超えた寄附は何人も受けてはなりません。

なお、金銭等以外の寄附（物品その他の財産上の利益※）についても時価に見積もった金額により制限の対象となること、制限の対象となる政治団体については本部・支部を通じて一体であることに注意が必要です。

※「物品その他の財産上の利益」には、一般的に次のようなものがあります。

- ・物品の提供
 - 事務用品（パソコン、家具、消耗品など）の無償提供
 - 選挙運動や政治活動で使用する物品（ポスター、ビラ、のぼり旗など）の提供
- ・サービスの提供や利益の供与
 - 事務所や集会所などの不動産の無償または低廉な価格での貸付け（使用させること）
 - 労務の無償提供（ボランティア活動は原則として含まれない）
 - 交通機関や宿泊施設の無償または低廉な価格での提供、広告宣伝の無償または低廉な価格での掲載など

TOPICS

〈資金管理団体に対する寄附の特例〉

資金管理団体に対する寄附については、次のとおり量的制限の特例があります。

- ①公職の候補者等が、公職の候補者等である間に政党から受けた政治活動に関する寄附（金銭・有価証券）の全部又は一部に相当する金銭・有価証券を、自らの資金管理団体に対してする寄附（以下、「**特定寄附**」といいます）については、総枠・個別制限の適用がありません。
→政党から受けた政治資金を、公職の候補者個人が適切に管理するため、自らの資金管理団体に移し替える手続きについて、通常寄附の量的制限を設けないという特例措置です。
- ②公職の候補者等が自己資金を自らの資金管理団体に対してする寄附（特定寄附以外の寄附）は、個別制限の適用がありません。総枠制限（年間1,000万円）の範囲内で行うことができます。
→公職の候補者個人の政治活動資金を、公的な会計処理を行う団体（資金管理団体）に移して管理しやすくするための特例措置です。
- ③公職の候補者等は、公選法により選挙前の一定期間、自己の後援団体に寄附することが禁止されますが、自らの資金管理団体に対しては期間に関わらず寄附することができます。【公選法199の5③】ただし、その寄附が上記②の自己資金による寄附の場合は、年間1,000万円の総枠制限を受けます。

上記(1)～(3)を踏まえた量的制限の概要は、
P6の表のとおりです。



《寄附の量的制限の概要》

注) 個人の遺贈による寄附については総枠制限・個別制限の適用がありません。

寄附の 受領者 寄附者		政党 政治資金団体	その他の政治団体		公職の 候補者
			資金管理 団体	資金管理 団体以外 の団体	
個人	総	年間 2,000万円	年間1,000万円※1 公職の候補者に対するものは 金銭等（金銭・有価証券）に限り禁止※3		
	個	制限なし	年間150万円 ※2	年間150万円	金銭等に 限り禁止※3 その他は 年間150万円
会社・労働組合・ 職員団体・ その他の団体	総	資本金・組合員数※4 に応じて 年間750万円～1億円	禁止		
	個				
政治団体	政党	総	制限なし		令和8年 12月31日 まで 制限なし
		個			
	政治資金 団体	総			金銭等に 限り禁止※3
		個			
	その他の 政治団体	総			金銭等に 限り禁止※3
		個	年間5,000万円		

総 …総枠制限 個 …同一の相手方に対する個別制限

※1 資金管理団体の届出をした公職の候補者が、その資金管理団体に対してする特定寄附は制限がありません。（P5のTOPICS参照）
※2 公職の候補者が、自ら届け出た資金管理団体に対してする寄附（特定寄附・自己資金による寄附）は制限がありません。（P5のTOPICS参照）
※3 選挙運動に関するものについては、金銭及び有価証券による寄附ができます。
※4 その他の団体については、「前年における年間の経費の額」に応じて総枠制限があります。

(4) 寄附の質的制限【規正法22の3～22の6】

寄附の質的制限は、政治資金の公正を確保するため「特定の者からの寄附」について規制するものです。

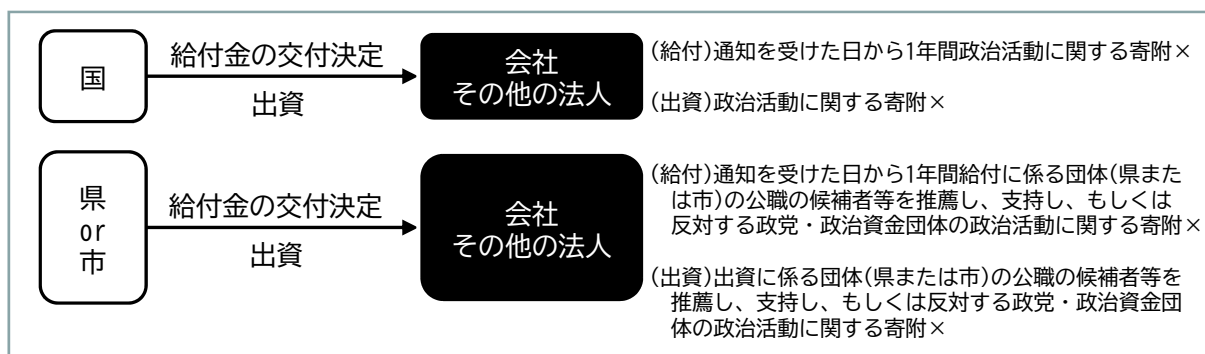
次の寄附が禁止されています。

○一定の補助金等を受けている会社等がする寄附の制限

国または地方公共団体（県・市）から補助金、負担金、利子補給金その他の交付金（試験研究、調査又は災害復旧に係るもの等は除く）の交付の決定を受けた会社その他法人は、交付の決定の通知を受けた日から1年間、政党や政治資金団体の政治活動に関する寄附をすることができません。

また、国または地方公共団体から資本金、基本金その他これらに準ずるものの全部または一部の出資を受けている会社その他法人は、関係する政党や政治資金団体※の政治活動に関する寄附をすることができません。

※「関係する政党や政治資金団体」とは、国から出資を受けている場合は全ての政党・政治資金団体を、地方公共団体から出資を受けている場合は出資を受けている団体の首長や議員候補者（現職であるかを問わない）にかかる政党や政治資金団体を指します。



○赤字会社の寄附の禁止

3事業年度以上にわたり継続して貸借対照表において欠損を生じている会社は、その欠損が埋められるまでの間、政党または政治資金団体に対して寄附をすることができません。

○外国人、外国法人等からの寄附の禁止

何人も、以下の者から政治活動に関する寄附を受けることはできません。

ア 外国人（日本の国籍を有しない者）

イ 外国法人（外国の法令に準拠して設立された法人）

ウ 主たる構成員が外国人もしくは外国法人である団体その他の組織（発行済株式の過半数を外国人もしくは外国法人が保有する日本法人など）

ただし、ウの例外として株式が金融商品取引所において5年以上継続して上場されているものからの寄附の受領は禁止されません。

○他人名義・匿名による寄附の禁止

何人も、本人以外の名義または匿名で、政治活動に関する寄附をすることはできません。

ただし、街頭または一般に公開される演説会もしくは集会の会場において政党または政治資金団体に対してする寄附で、その金額が1,000円以下のものに限っては匿名で寄附をすることができます。

(5) その他公正な流れを担保するための措置

【規正法22の6の2、22の7、22の9】

○寄附のあっせん及び関与の制限

政治活動に関する寄附は、寄附者の政治活動の一環としてその自発的意思に基づいて行われるべきであり、不当にその意思を拘束し、寄附を強制することは寄附者の政治的自由の侵害となるため、次の規制があります。

- ア 威迫等により寄附者の意思を不当に拘束するような方法による寄附のあっせんの禁止
- イ 寄附者の意思に反するチェック・オフ（給与天引き）による寄附のあっせんの禁止
- ウ 寄附への公務員の関与制限

○政治資金団体に係る口座振込みの義務付け

政治資金団体に対する寄附、または政治資金団体が行う政党や資金管理団体などへの寄附は口座振り込みによらなければなりません。

ただし、金額が1,000円以下の寄附及び不動産の譲渡または貸付け（地上権の設定を含む）による寄附は除きます。

(6) 政治資金パーティー【規正法8の2、12、22の8】

政治資金パーティーとは、対価（会費）を徴収して行われる催物で、その催物の対価収入額から経費を差し引いた残額を、政治活動（選挙運動を含む）に関し支出することとされているものをいい、次のような制限等があります。

- ・ 政治資金パーティーの開催者は、パーティー券等の購入者に対して、そのパーティーが政治資金パーティーであることを書面で告知する必要があります。
- ・ 1パーティーにつき同一の者からの対価の支払いは150万円以内です。
- ・ 1回のパーティーあたり同一の者から20万円※を超える対価の支払いを受けた場合は、氏名や支払金額等を収支報告書に記載しなければなりません。
同一の者によりあっせんされた対価の支払いの金額の合計が20万円※を超える場合も同様に、あっせん者の氏名等を記載する必要があります。

※令和9年1月1日以後に開催されるパーティーに係る収入で、同日以後に収受されるものについては「5万円を超えるもの」となります。したがって令和9年1月1日以後に開催されるパーティーでも、収入が令和8年12月31日以前に収受されたものは従前の基準（20万円）によります。

- ・ 本人以外の名義または匿名による対価の支払いをすることは禁止されています。
- ・ 政治資金パーティーの対価の支払いのあっせんをする場合において、業務、雇用その他の関係または組織の影響力を利用して威迫する等、不当に相手の意思を拘束するような方法で支払いをあっせんすることや、意志に反して賃金、工賃、下請代金等から控除する方法で金銭等を集める行為は禁止されています。

3. 公選法による寄附の禁止

3-1. 公職選挙法における寄附の禁止

公職選挙法では、選挙の公正（買収・腐敗の防止）と、お金のかからないきれいな政治を実現するため、一部例外を除き寄附が禁止されています。

寄附は無制限に認めてしまうと買収や利権の温床となりやすく、また資金力のある人とそうでない人との間で立候補や当選の機会に不公平を生じさせる可能性があります。このため、こうした弊害を防ぎ、候補者の政策本位のクリーンな政治・選挙を実現することを目指し、特定の寄附が厳しく規制されています。

(1) 公職の候補者等の寄附禁止【公選法199の2①～④】

○寄附が禁止される者

公職の候補者等（候補者、候補者になろうとする者及び現に公職にある者）です。

また、公職の候補者等以外の者についても、公職の候補者等を名義人とする寄附をすることは禁止されています。

○禁止されている寄附

特定の場合を除き、いかなる名義をもってするを問わず、選挙区内にある者に対する寄附はできません。

ここでいう寄附は、選挙に関するか否かも問わないので、一般の社交上の寄附であるお中元、お歳暮、入学祝、結婚祝い、地域のお祭りの寄付、餞別などを贈る行為もしてはいけません。

（他の具体例はP16以降のQ&Aを参照）

なお、候補者等が自ら出席する結婚披露宴及び葬式における祝儀や香典の供与を除き、すべて罰則の対象となります。

注意

●「選挙区内にある者」の範囲

選挙区とは、議員等を選出する選挙を行うための基本的な区域のことで、例えば市長及び市議会議員選挙であれば奥州市全域、県議会議員選挙であれば奥州選挙区（奥州市・金ヶ崎町）となります。

公選法に定められている「選挙区内にある者」は次のように解されています。

- ・選挙権、被選挙権を有するか問わない（18歳未満の者も含まれる）
- ・選挙区内に住所または居所を有する者のほか、寄附を受ける際に選挙区内に滞在する者も含まれる
- ・自然人、法人のみでなく、人格なき社団（町内会・自治会、マンション管理組合など）も含まれる
- ・国や地方公共団体も含まれる
- ・一般の法人については、主たる事務所が選挙区内にある場合だけでなく、従たる事務所等（営業所など）や施設（倉庫など）が選挙区内にある場合も「選挙区内にある者」に該当する

●「いかなる名義をもってするを問わず」とは

どのような理由をもってするを問わずという意味です。したがって、公職の候補者等が行う寄附であれば、選挙に関する寄附か否かを問いませんし、その寄附が経済活動として行うものか、宗教活動として行うものかなども問いません。

さらに、誰の名義でするかも問いませんので、公職の候補者等が匿名や配偶者の名義などで寄附することもできません。（例えば公職の候補者が経費を負担し、祝儀袋に配偶者の氏名を記載するなど）

○寄附が禁止されていない特定の場合

ア 政党その他の政治団体又はその支部に対して行う場合

ただし、自己の後援団体（資金管理団体に指定しているものを除く）に対する寄附は、選挙前の一定期間禁止されます。→後援団体や資金管理団体についてはP4参照

イ 親族（6親等内の血族、配偶者及び3親等内の姻族）に対して行う場合

ウ 公職の候補者等が、専ら政治上の主義又は施策を普及するために、選挙区内で行う講習会その他の政治教育のための集会に関し、必要やむを得ない実費の補償として行う場合

ただし、食事についての実費の補償として寄附すること、選挙前の一定期間内に行われる集会に関しての寄附は、禁止されます。

○寄附の勧誘や要求の禁止

何人も、公職の候補者等に対して、選挙区内にある者に対する寄附を勧誘し、又は要求することは、禁止されています。

また、公職の候補者等以外の者に、公職の候補者名義の寄附を勧誘し、又は要求することも禁止されています。

なお、相手を威迫する（不安をいだかせるような）方法で寄附を勧誘し、又は要求すると処罰されます。

○公職の候補者等を寄附の名義人とする寄附の禁止

公職の候補者等以外の者が、公職の候補者等を寄附の名義人として、選挙区内にある者に対してする寄附は特定の場合を除き、罰則をもって禁止されています。

ここでいう特定の場合とは、前ページで挙げた「**イ 親族に対してする場合**」と、「**ウ 政治教育のための集会に関する場合**」のことを指し、「**ア 政党その他政治団体又はその支部に対して行う場合**」は含まれません。

注意

●「公職の候補者等以外の者」とは

例えば公職の候補者等の親族や秘書、後援会の会長などが考えられます。

また、国や地方公共団体も含まれると解されていますが、例えば「奥州市長 ○○ ○○」と表示して記念品を贈呈することについては、公務として予算に基づいて行われ、かつ、その行為の性質が公的なものである限り、市を代表して行っているものと認められ、禁止事項には当たらないとみなされています。しかしながら氏名を表示することは立法趣旨に鑑み差し控えるのが適当であることから、「奥州市」または「奥州市長」などと表示することが望ましいと思われます。

なお、会社の場合は、例えば株式会社Aの代表取締役社長である奥州太郎が公職の候補者等である場合、「株式会社A 代表取締役社長 奥州太郎」と記載したのし紙をつけたお歳暮を選挙区内にある者に対して贈るなどが考えられますが、次ページのとおり候補者等の関係会社等の寄附は禁止されているほか、仮に「奥州太郎」の部分が大書したり、「奥州太郎からです」などと言って相手に渡したりする場合は本項で説明している禁止事項にあたり、選挙に関するものでなくても罰則の対象となります。

(2) 公職の候補者等の関係会社等の寄附禁止【公選法199の3】

○寄付が禁止される者

公職の候補者等が役職員または構成員である会社その他の法人または団体ですが、ここには国や地方公共団体は含まれません。

○禁止されている寄附

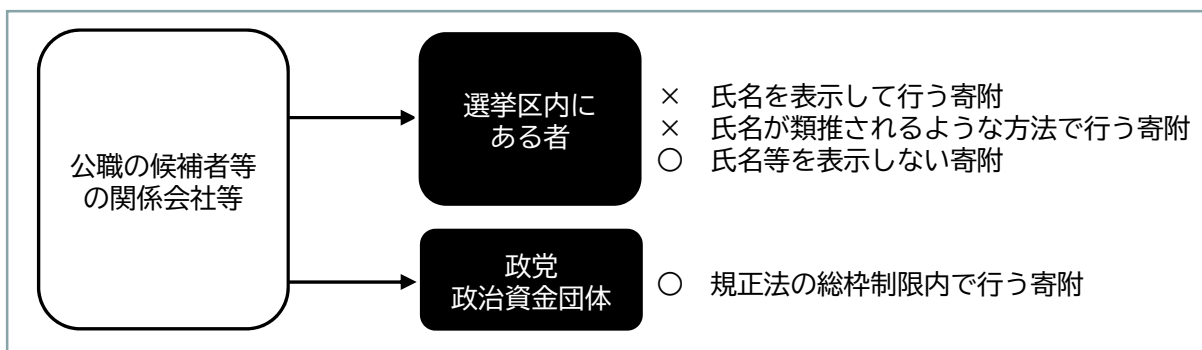
- ・公職の候補者等の氏名を表示して選挙区内にある者に対して行う寄附
(例：「株式会社A 代表取締役社長 奥州太郎」とのし紙に記載)
- ・公職の候補者等の氏名が類推されるような方法で選挙区内にある者に対して行う寄附
(例：代表取締役社長を奥州太郎が務めている会社の名称が「太郎商事株式会社」である場合に、社名を表示してする寄附)

これらの寄附は、いかなる名義をもってするを問わず（広告、宣伝その他いかなる理由でも）できません。

これは、候補者等の氏名が表示され、または氏名が類推されるような方法で寄附をすることは、受け取る側からすれば候補者等が行う寄附と何ら変わりがないため禁止されているものです。

したがって、候補者の氏名を含まない職名のみ（例：株式会社A 代表取締役社長）の表示であれば法上は直ちに禁止の対象とはなりませんが、その会社の代表者であることが周知されているなど、寄附を受けた者にとって候補者等からの寄附だと類推されるような方法であると判断された場合は、禁止の対象となる可能性があります。

ただし、政党及び政党の指定する政治資金団体に対する寄附は禁止の対象外とされており、規正法による量的制限の規制を受けます。（P5「2-3. 寄附の制限」を参照）



(3) 公職の候補者等の氏名等を冠した関係会社等の寄附禁止【公選法199の4】

○寄付が禁止される者

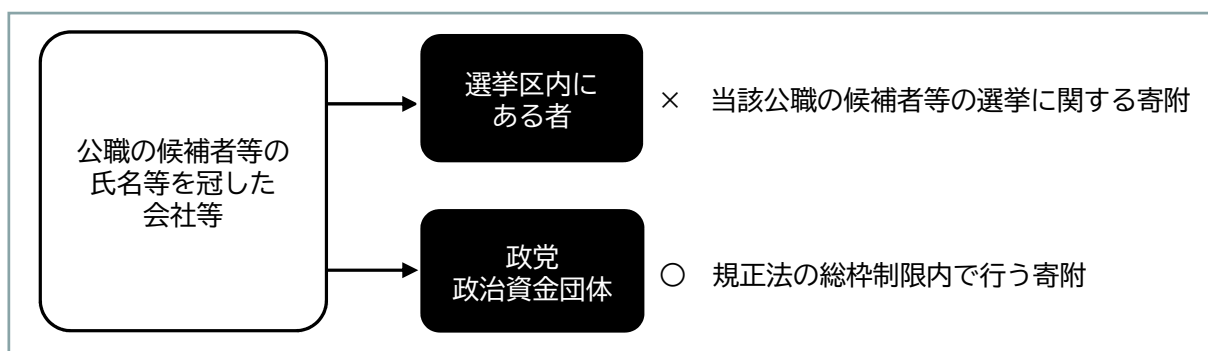
公職の候補者等の氏名または氏名が類推されるような名称を冠している会社その他法人または団体です。

(例：公職の候補者等の氏名が奥州太郎であった場合の「奥州太郎株式会社」「太郎商事株式会社」など)

○禁止されている寄附

当該公職の候補者等の選挙に関して選挙区内にある者に対して行う寄附は、いかなる理由、いかなる方法によっても寄附をすることができません。

ただし、政党及び政党の指定する政治資金団体に対する寄附は禁止の対象外とされており、規正法による量的制限の規制を受けます。（P5「2-3. 寄附の制限」参照）



(4) 後援団体に関する寄附等の禁止【公選法199の5①～④】

○寄附が禁止される者

ア 後援団体

ここでいう後援団体とは、特定の公職の候補者等の支持推薦を主たる活動としている団体のことで、P4「2-2. 政治団体の種類」で挙げた規正法における政治団体に限りません。例えば主に文化活動や経済活動を行っている団体でも、同時に組織的・計画的に政治活動も行っており、その政治活動のうちで特定の公職の候補者等の支持推薦が主たる活動となっているような団体も含まれます。

イ 何人（なんびと）

自然人、法人、団体を含むすべての人のことです。

ウ 公職の候補者等

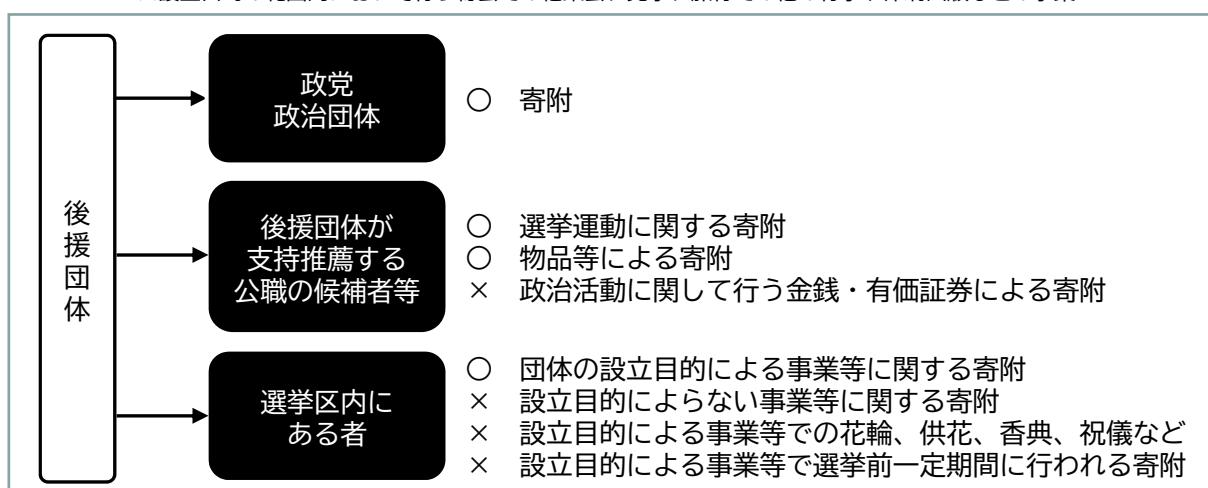
○禁止されている寄附

ア 後援団体が行うもの

選挙区内にある者に対して行う寄附は、いかなる名義をもってするを問わずできません。ただし、次のものは認められています。

- ・ 政党その他の政治団体又はその支部に対する寄附
- ・ 支持推薦する公職の候補者等に対する寄附（規正法による規制あり）
- ・ 当該後援団体が設立目的により行う行事または事業※に関する寄附（花輪・供花・香典・祝儀その他これらに類するもの及び選挙前の一定期間内にされるものは除く）

※設立目的の範囲内において行う総会その他集会、見学、旅行その他の行事や印刷出版などの事業



イ 後援団体の集会や行事において行う寄附等

何人も、後援団体の総会その他の集会（後援団体を結成するための集会も含みます）や、後援団体が行う見学、旅行その他の行事において、選挙前の一定期間、選挙区内にある者に対して次のことをすることができません。

- ・通常用いられる程度の食事の提供を超える饗応接待※

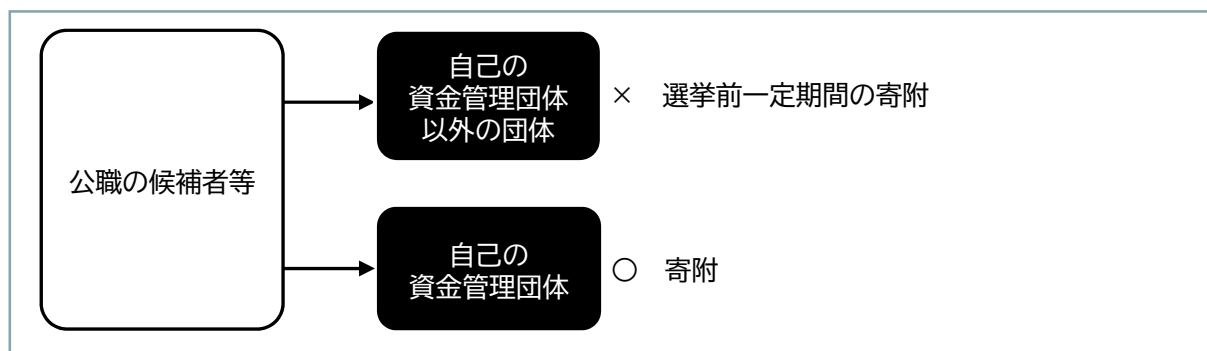
※酒食の供与、映画・演劇の鑑賞、温泉への招待等、相手に慰安快楽を与えること

- ・金銭、記念品その他の物品の供与

**ウ 公職の候補者等が自己の後援団体に対して行う寄附**

公職の候補者等は、選挙前の一定期間、自己の後援団体に対し、寄附をすることができません。

ただし、寄附をすることができない後援団体には、自己の資金管理団体は含まれないものとされています。

**○「選挙前の一定期間」とは**

後援団体に関する寄附で述べてきた選挙前の一定期間は、次の期間を指します。

- ・任期満了による選挙の場合
任期満了の日前90日に当たる日から選挙の期日（投票日）までの間
- ・任期満了による選挙以外の選挙
解散の日、または選挙を行うべき事由が生じた旨を選挙管理委員会が告示した日の翌日から選挙期日までの間

(5) 国または地方公共団体と請負その他特別の利益を伴う契約の当事者である者の寄附禁止【公選法199①】

○寄付が禁止される者

国または地方公共団体と、請負その他特別の利益を伴う契約を結んでいる個人・法人です。

なお、「請負その他特別の利益を伴う契約を結んでいる個人・法人」とは、土木事業等の請負契約のほかに、物品の払下契約、特定の運送契約、施設の特別使用契約等により、大きな利益（当該契約が一般業者が参加できない独占的なものも含む）を受ける場合で、現に契約を結んでいる個人・法人です。契約未了や、契約履行済みで契約が消滅した場合、国や地方公共団体と直接契約をしていない下請負の場合は含みません。

○禁止されている寄附

ア 国との契約の当事者の場合

衆議院議員及び参議院議員の選挙に関する寄附ができません。

イ 地方公共団体との契約の当事者の場合

地方公共団体の議員及び長の選挙に関する寄附ができません。

なお、規正法により会社その他の法人または団体は、公職の候補者等に対する寄附をすることができません。また、政治団体に対する寄附も、政党及び政党の指定する政治資金団体に対するものに限られます。（P5「2-3. 寄附の制限」を参照）

(6) 国または地方公共団体が行う利子補給の対象となっている融資を受けている会社その他の法人の寄附禁止【公選法199②】

○寄付が禁止される者

国または地方公共団体が利子補給金を交付している金融機関等（銀行、農協その他資金を融資するものすべてをいいます。）から、その利子補給金の対象となる融資を受けている会社その他の法人です。

なお、試験研究、調査及び災害復旧のための融資については除かれます。

○禁止されている寄附

ア 国から利子補給を受けている金融機関等から融資を受けている会社等

一定期間、衆議院議員及び参議院議員の選挙に関する寄附ができません。

イ 地方公共団体から利子補給を受けている金融機関等から融資を受けている会社等

一定期間、地方公共団体の議員及び長の選挙に関する寄附ができません。

○「一定期間」とは

ア 始期

当該金融機関等が利子補給金の交付の決定の通知を受けた日

イ 終期

当該金融機関等へ利子補給金全額の交付が完了したときから一年を経過した日

3-2. 挨拶状の禁止・挨拶を目的とする有料広告の禁止

寄附とは少し異なりますが、関連する項目として簡単に記述します。詳細は別冊『政治活動と選挙運動』のP3～「2. 政治活動について」に記述していますので参照してください。

(1) 挨拶状の禁止【公選法147の2】

公職の候補者等は、選挙区内にある者に対し、答礼（相手への返事）のための自筆によるものを除き、年賀状・暑中見舞状などの時候の挨拶状を出す（郵便以外の手段により配布することを含む）ことは禁止されています。

また、喪中の欠礼はがきも、時候の挨拶状として禁止されています。

ただし、選挙区外に送付する場合には規制はありません。

(2) 挨拶を目的とする有料広告の禁止【公選法152】

公職の候補者等や後援団体は、選挙区内にある者に対して主として挨拶を目的とする有料広告（いわゆる名刺広告など）を新聞、雑誌、テレビ、ラジオなどに出すことは罰則をもって禁止されます。

また、公職の候補者等や後援団体に対し、挨拶を目的とする有料の広告を求めることも禁止されており、無理に求めると処罰されます。

なお、有料広告として禁止される挨拶としては、時候の挨拶のほか、各種大会のお祝いや選手の激励、会葬御礼、災害見舞などが例として挙げられます。

4. 寄附Q & A

(1) 会費

公職の候補者等が選挙区内で開催される会費制ではない会合に招待されたとき、会合で提供される飲食物の実費相当額を支払うことはできるか？

できません。実費相当額であっても会費とは異なり債務の履行にあたりませんので、禁止されている寄附に該当します。【公選法179、199の2】
なお、実費として請求された場合には支払うことができます。

選挙区内で開催される会費制の会合に公職の候補者等が無料招待されたとき、無料招待を辞退し、会費を支払って参加することはできるか？

他の参加者と同額の会費であれば寄附にはあたりませんので問題ありません。

現職の議員が飲食を伴う議会活動報告会などの会合を主催し、選挙区内の有権者を通常その会場で催される会合の実費よりも割安な会費で招待し、実費との差額は議員自身が負担した。問題はないか？

実費と会費の差額分が、会合の参加者（有権者）への飲食物の提供という形で実質的な寄附にあたるため、寄附の禁止規定に抵触します。【公選法199の2、249の2】

議員の後援会が、飲食を伴う議会活動報告会を主催し、選挙区内の有権者を無料招待した。問題はないか？

後援団体がその設立目的により行う事業・行事に関する寄附は認められてはいるものの、通常用いられる程度の食事の提供を超える饗応接待は禁止されています。認められる寄附としては、例えば交通不便の地域において開催する会合のためにバスをチャーターする、会場の借用費用を負担することなどが考えられます。【公選法199の5】

公職の候補者等が会費制の会合に招待され、代理として秘書が出席することとした。会費は出席する秘書自らが負担したが問題はないか？

秘書自身が会費を負担した場合は問題ありませんが、公職の候補者等が会費を秘書に持たせた（負担した）場合は公選法に抵触する恐れがあります。【公選法199の2】

市長が公務として出席する会費制ではない市政功労者の叙勲祝賀会に、お祝いとして公費から支出する金一封を持参することはできるか？

公費から支出される金銭は、予算に基づいて支出されるものであり、市を代表して出席しているものと認められるため、公務として行われる慣例的かつ儀礼的な支出であれば、禁止されている寄附にはあたりません。
なお、熨斗袋等の名義を「奥州市長 ●●●●」とすることもできますが、公選法199の3（公職の候補者等の関係会社等の寄附禁止）において、公職の候補者等の氏名を表示して選挙区内にある者に対して行う寄附が禁止されていることも踏まえ、市長個人からの寄附ではなく公務による公費支出であることを明確にするため、名義は「奥州市」に留めておくことが望ましいと思われます。

(2) 冠婚葬祭

公職の候補者等が選挙区内にある者（親族を除く）の結婚披露宴に自ら出席し、祝儀を贈ることはできるか？

また、葬儀に自ら出席し、香典を贈る場合はどうか？

いずれも禁止された寄附には該当しますが、自ら出席する場合は、罰則の適用から除外されています。【公選法199の2、249の2】

ただし、自ら出席できない場合で代理の者に持たせることは罰則をもって禁止されています。

なお、結婚披露宴については「その場において」祝儀を贈ることができますが、葬儀の香典は「葬式の日までの間」に弔問して贈る場合に罰則の適用が除外されます。

公職の候補者等自らが選挙区内にある者の自宅を事前に訪問して、結婚祝いの品物を贈ることはできるか？

できません。罰則の適用が除外されるのは自ら出席する結婚披露宴の場における祝儀（品物も含む）であり、披露宴に出席することが確実であったとしても事前、事後に自宅を訪問して祝儀を贈ることは罰則をもって禁止されています。【公選法199の2、249の2】

公職の候補者等の親戚が結婚することになり、お祝いの品を贈りたいが問題ないか？
また、親戚の初盆にあたり品物を贈りたいが問題ないか？

寄附禁止の例外には「親族に対して行う寄附」があり、この親族とは民法と同様6親等以内の血族、配偶者及び3親等以内の姻族があたるとされており、贈る相手がこの範囲内の親族であれば問題ありません。

公職の候補者等自身が喪主を務める葬儀に際して、選挙区内にある寺の僧侶にお布施を渡すことはできるか？

読経などに対する報酬として行うものであれば、債務の履行と認められる限り、禁止されている寄附にはあたりません。

公職の候補者等が選挙区内にある者の葬儀に際し「お供え」の名目で線香を贈ることはできるか？また、供花や花輪を出す場合はどうか？

葬儀に際して罰則の適用外となるのは「香典（香に代わる金銭）」に限られており、いずれの場合も罰則をもって禁止されています。【公選法199の2、249の2】

公職の候補者等が選挙区内にある者に対して、香典返しを贈ることは可能か？

その地域において、香典返しが社会慣習として定着し、一種の義務的な性格を持つものである場合、もらった香典に対して返戻の程度（香典の半額程度）の香典返しをすることは差し支えありません。

葬式の日後に、公職の候補者等自身が選挙区内にある者の自宅を訪問して香典を出すことはできるか？

罰則の適用除外規定には「葬式の日までの間に自らが弔問し」とあり、葬式が複数回行われる場合は「最初に行われる葬式の日」以後に香典を出すことは、自らが弔問する場合であっても罰則をもって禁止されています。【公選法199の2、249の2】

公職の候補等の選挙区外に居住する知人が亡くなり、選挙区内の葬祭場で葬儀が行われる場合、供花や花輪を出すことは問題ないか？

公選法で定められている「選挙区内にある者」は選挙区内に住所または居所を有する者のほか、寄附を受ける際に選挙区内に滞在する者も含まれることから、罰則をもって禁止されます。【公選法199の2、249の2】

元市議会議員の葬儀に際し、現職の市議会議員有志で資金を出し合い「市議会」名義で花輪を出すことは可能か？

名義上「市議会」としていても、実質的に個々の議員からの寄附であり、罰則をもって禁止されます。【公選法199の2、249の2】

公職の候補者等が喪主となる親族の「死亡広告」を新聞に有料で掲出することは可能か？

葬儀日程を通知することに限るなど、主として挨拶を目的としない場合には、禁止の対象とならないと解されます。
一方、例えば「故〇〇の告別式に際しましてはご多用中に関わらず遠路わざわざご会葬を賜りありがとうございました。ここにご厚情を感謝し謹んで御礼申し上げます。△年△月△日 喪主●●●●」といった会葬御礼の広告については、挨拶を目的とする有料広告の禁止に抵触します。【公選法152】

(3) イベントなど

町内会の全員に対して町内イベントの寄附を勧誘・要求するとき、町内に住む公職の候補者等を含めても問題ないか？

町内会全員に寄附を求める場合でも、公職の候補者等に対しては寄附を勧誘・要求してはなりません。この際、相手を威迫する（不安をいだかせるような）方法で寄附を勧誘し、又は要求すると処罰されます。【公選法199の3】

町内会の役員を務める公職の候補者等が、町内会の会員から町内イベントの寄附を集めることはできるか？

公職の候補者自身は寄附できませんが、寄附の集金は可能です。ただし、その寄附が自身の政治資金に関するものと誤解を受けないよう注意してください。

地元高校のチームが全国大会に出場することとなり、市議会議員有志で激励金を出し合い「市議会」名義で手渡すことは可能か？

また、同様に「市議会」名義で激励のための新聞広告を掲出することは可能か？

激励金は名義上「市議会」としていても、実質的に個々の議員からの寄附であり、罰則をもって禁止されます。【公選法199の2、249の2】

また、激励のための新聞広告も、挨拶を目的とする有料広告の禁止に抵触します。【公選法152】

公職の候補者等が、地元小中学校の入学式や卒業式に祝電を贈ることはできるか？

祝電は公選法147の2で禁止されている時効の挨拶状にあらず、寄附にも該当しませんので贈ることができます。

ただし、祝電の内容が選挙運動にわたることのないよう、定型的な文面に留めるなどの注意が必要です。

公職の候補者等が地域のスポーツ大会に熱中症予防として飲料を提供することはできるか？また、飲料相当額の寸志を出すことはできるか？

禁止されている寄附に該当するため、いかなる理由があっても飲食物や金銭などを供与することはできません。【公選法199の2、249の2】

(4) 選挙

公職の候補者等が自身の選挙区内の選挙の候補者に陣中見舞いを贈ることはできるか？
(例えば市議会議員選挙に際して県議会議員が陣中見舞いを贈る場合など)

公職の候補者等（県議会議員）が、自身の選挙区内の者（市議会議員の候補者）に対し陣中見舞いとして金銭や物品を贈ることも寄附にあたり、罰則をもって禁止されます。【公選法199の2、249の2】

なお、公職の候補者等ではない者から候補者に対し、陣中見舞いとして金銭や物品を供与することは、選挙運動に関する寄附にあたり、これは会社やその他団体等が行う場合を除き、一候補者につき150万円（規正法22）を上限に認められています。ただし、この場合は公選法139の「飲食物の提供の禁止」規定に留意する必要があり、湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子を除いては寄附が禁止されています。

公職の候補者等が選挙に立候補するための準備として支援者などから選挙運動費用となる寄附を募ることはできるか？

規正法により選挙運動に関する金銭等による寄附は認められていますが、立候補前に寄附を募ることについては事前運動とみなされる可能性があります。【公選法129】
ただし、候補者が設立した政治団体（資金管理団体や後援会など）が受領する政治活動に関する寄附は立候補前後を問わず可能であるため、立候補の準備期間中は政治団体が寄附を受領し、立候補届出後に政治団体から候補者へ寄附をするというのが一般的であると思われます。

制限の詳細はP6の表を確認してください。

(5) その他の寄附

公職の候補者等が自筆の色紙を選挙区内にある者に贈ることはできるか？

禁止されている寄附には物品も含むためできません。
ただし、相手から差し出された色紙にサインや揮毫をすることは寄附にはあたりません。
【公選法199の2】

市長や市議会議員が給料・報酬の一部を減額、返上することはできるか？

禁止されている寄附にあたるためできません。
給料・報酬の減額・返上については、条例の改正により行う必要があります。【公選法199の2】

公職の候補者等が選挙区内にある団体が募集している、選挙区外の被災地支援募金に応じることはできるか？

寄附の行き先が選挙区外であっても、選挙区内にある者に対する寄附となるため罰則をもって禁止されます。また、この場合寄附の名目や理由も問いません。【公選法199の2、249の2】

公職の候補者等が氏子や檀家となっている選挙区内にある社寺の修復のために寄進をすることはできるか？

社寺の修復のために氏子や檀家が寄進することは半ば義務的との考え方が一般的ではありますが、債務の履行にあたらぬ限りは罰則をもって禁止されます。【公選法199の2、249の2】
なお、社寺の役員等があっせんする「おふだ」を金銭と引き換えに受ける行為は、おふだの頒布料が他の氏子や檀家に比べて高額でなければ債務の履行にあたるものと考えられます。